

快適な冬をすごすため、 除雪は皆さんの ご協力が 必要なのです。



1. 路上駐車のご協力ください。

路上駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりではなく、吹雪や夜間などには事故の恐れがありますので、路上駐車をなくしましょう。



2. 屋根の雪、つららの撤去にご協力ください

屋根の雪やつららが歩道上に落下した場合には、人命に関わる場合がありますので、雪下ろしなどに心がけてください。



3. 深夜早朝作業にご協力ください。

通勤・通学の時間帯までに除雪を完了させるために、深夜及び早朝に作業を行う場合がありますのでご協力ください。



4. センターラインを越えて作業する場合があります。

道路のセンターライン付近を除雪する際に、センターラインを越えて作業する場合がありますので、ご注意ください。



5. マンホールに雪を捨てないでください。

マンホールは雪を捨てる場所ではありませんので、投雪すると本来の排水機能が低下したり、歩行者の障害になります。



6. 車道へ雪を出さないでください。

車道へ雪を出してしまうと、道路がごぼこりになったりして交通事故や道路障害の原因になり、非常に危険ですので、車道への雪出しはやめましょう。



7. 除雪後の間口に段差ができますので注意してください。

車道の除雪後には、除雪後の間口に段差ができる場合がありますので、ご注意ください。



8. 道路から家庭までの除雪にご協力ください。

皆さんの玄関や車庫の前に、どうしても雪が残ってしまう場合があります。玄関から道路までの除雪は、家庭生活のため、皆さんのご協力が必要です。



9. 道路の適正な使用にご協力ください。

自宅前の路上や車庫出入口の障害物（車庫入口の台、看板用ブロックなど）は除雪の支障になりますので撤去をお願いします。



10. 子供のそり遊びなどによる飛び出しは危険です。

そり遊びやミニスキーなどの楽しい遊びも、道路へ飛び出せば事故を引き起こしてしまいます。道路付近の雪山で遊ばないでください。



11. 除雪車などには近寄らないでください。

除雪作業中は大変危険ですので除雪車が来たら近寄らないでください。



道路を広く除雪できるように車の放置はやめましょう。
みんなで歩道の除雪に協力し道路を広く使いましょう。

建設部建設政策局維持管理防災課のホームページ「道道の除雪に関するお願い」より
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/doro_01_ijikanri.htm

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(道路交通法の禁止行為において交通妨害となるような道路への雪出しや投雪等の行為は処罰(5万円以下の罰金)の対象になることがあります。)

道道の除排雪については...

- 小樽建設管理部事業課
小樽市朝里川温泉2丁目745番地
TEL:0134-54-7670
FAX:0134-54-5722
※閉庁日・夜間は転送電話となります。